

法務大臣の諮問機関「法制審議会」は2月24日の総会で、民法の債権に関する規定を抜本的に見直す要項を決定し、上川法相に提出した。

個人や企業の契約ルールなどを定めた債権関係規定の大幅な見直しは、1896年（明治29年）の民法制定以来初めてだ。

ネット通販や保険などの契約で事業者が消費者に示す「約款」に関する規定の新設や、法定利率の変更などが柱となっており、貸借規定、保証人、未払い金（ツケ）の時効、など消費者保護が鮮明になっている。法務省は3月末に同法改正案を国会に提出する。

要綱の改正項目は約200項目に及ぶ。民法制定以来120年間に生じた社会や経済情勢の変化に対応する内容を盛り込んだものになっている。

同法改正案は早ければ、今国会中にも成立する見通しで、その後、3年以内の周知期間を経て施行される方向だ。（2015/02 法務省HPから）